

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年10月21日

【発行者名】 UBSアセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三木 桂一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファースト スクエア

【事務連絡者氏名】 山木 龍太郎

【電話番号】 03-5293-3693

【届出の対象とした募集（売
出）内国投資信託受益証券に係
るファンドの名称】 UBS地方銀行株ファンド

【届出の対象とした募集（売
出）内国投資信託受益証券の金
額】 上限500億円

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の訂正理由】

平成28年9月16日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち、当ファンドの運用について投資顧問会社へ委託することが書面決議により決定いたしましたので、当該事項を記載するため、また、販売会社の異動に伴う訂正および委託会社の財務諸表の更新をするため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部分_____は本訂正届出書の訂正箇所を示します。

第一部【証券情報】

(12)【その他】

<訂正前>

(前略)

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

約款変更手続きのお知らせ

当ファンドにつきまして、以下の内容の約款変更を行う予定ですのでお知らせいたします。

なお、この約款変更につきましては内容が重大なものとして、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、書面による決議をもって実施いたします。

<約款の変更内容>

- ・ 当ファンドの運用の指図に関する権限を、UBSアセット・マネジメント（アメリカス）インクに委託いたします。

<日程>

受益者および受益権口数の確定：平成28年9月20日

書面による議決権の行使の期限：平成28年10月18日

書面による決議の日：平成28年10月19日

約款変更適用日：平成28年10月21日

平成28年9月20日現在の受益者は、上記の期限までに、弊社に対し議決権行使書面をもって、約款変更に対して議決権を行使することができます。なお、平成28年9月21日以降に受益者となる方（9月20日以降のお申込みにより取得された方）は、本議案に対する議決権はございません。

書面決議により約款変更が可決された場合、平成28年10月21日付で約款変更が適用されます。

[照会先]

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

<訂正後>

(前略)

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

[照会先]

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>
委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの特色

<訂正前>

- 1 主として、日本の「地方銀行」株式の中から流動性の高い銘柄に投資を行います。
 - ・市場における売買状況等を勘案し、流動性を重視した銘柄選定を行います。
- 2 銘柄選定に関しては、UBSアセット・マネジメント独自の定量分析を活用します。
 - ・当ファンドの運用は、UBSアセット・マネジメント日本拠点の株式運用チームが担当します。
- 3 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。

「地方銀行」について

- ・全国規模で展開する都市銀行に対して、特定の地域に営業基盤を置く普通銀行のことをいいます。
- ・地方銀行は、基盤となる地域の企業や住民を中心に金融サービスの提供を行っており、地方自治体とともに地域活性化のためのプログラムに参画するなどしています。
- ・地方銀行には、（一般社団法人）全国地方銀行協会や（一般社団法人）第二地方銀行協会に所属する銀行があります。

当ファンドの運用プロセスについて

- ・当ファンドの運用は、定量分析等を活用した株式運用に実績のあるグローバル運用チームの日本拠点が担当します。
- ・UBS独自開発のシステムにより、各投資銘柄の投資魅力度を判断し、ポートフォリオを構築します。

（後略）

<訂正後>

- 1 主として、日本の「地方銀行」株式の中から流動性の高い銘柄に投資を行います。
 - ・市場における売買状況等を勘案し、流動性を重視した銘柄選定を行います。
- 2 銘柄選定に関しては、UBSアセット・マネジメント独自の定量分析を活用します。

- 当ファンドの運用は、UBSアセット・マネジメントの米国拠点の株式運用チームが担当します。

< 運用指図に関する権限の委託先の名称および委託の内容 >

委託する範囲：有価証券等の運用

委託先名称：UBSアセット・マネジメント（アメリカス）インク

3 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。

「地方銀行」について

- ・ 全国規模で展開する都市銀行に対して、特定の地域に営業基盤を置く普通銀行のことをいいます。
- ・ 地方銀行は、基盤となる地域の企業や住民を中心に金融サービスの提供を行っており、地方自治体とともに地域活性化のためのプログラムに参画するなどしています。
- ・ 地方銀行には、（一般社団法人）全国地方銀行協会や（一般社団法人）第二地方銀行協会に所属する銀行があります。

当ファンドの運用プロセスについて

- ・ 当ファンドの運用は、定量分析等を活用した株式運用に実績のあるグローバル運用チームの米国拠点が担当します。
- ・ UBS独自開発のシステムにより、各投資銘柄の投資魅力度を判断し、ポートフォリオを構築します。

（後略）

(2) 【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

平成23年6月30日 ファンドの信託契約締結、設定日、運用開始

< 訂正後 >

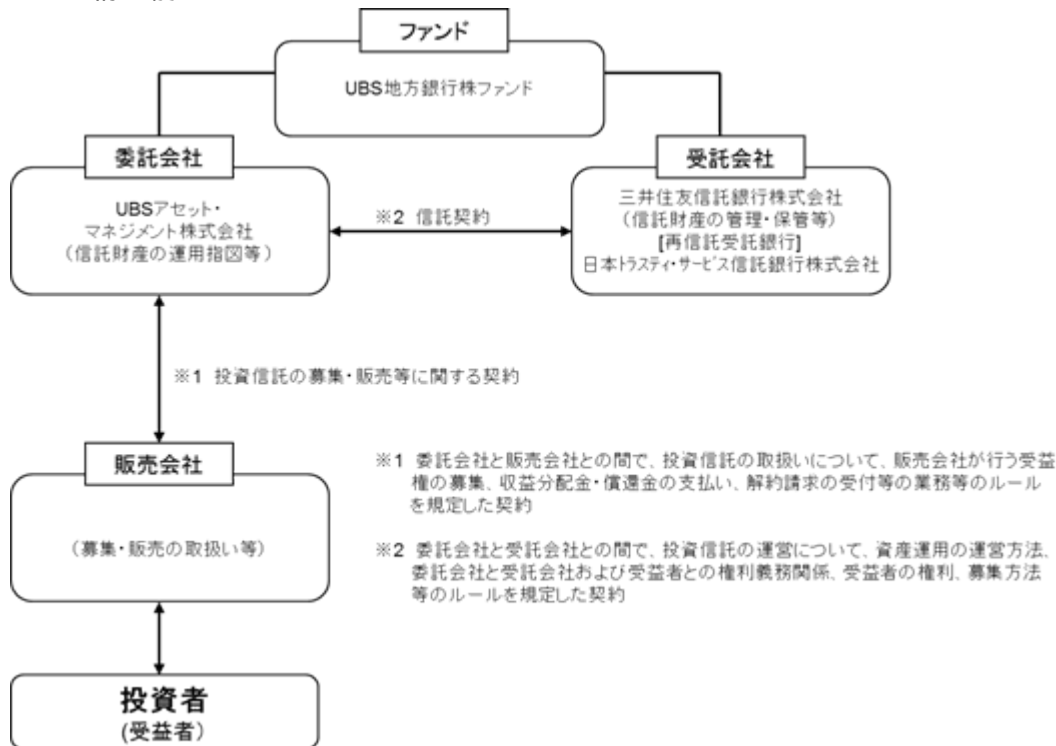
平成23年6月30日 ファンドの信託契約締結、設定日、運用開始

平成28年10月21日 UBSアセット・マネジメント（アメリカス）インクに運用の指図に関する
権限を委託

(3) 【ファンドの仕組み】

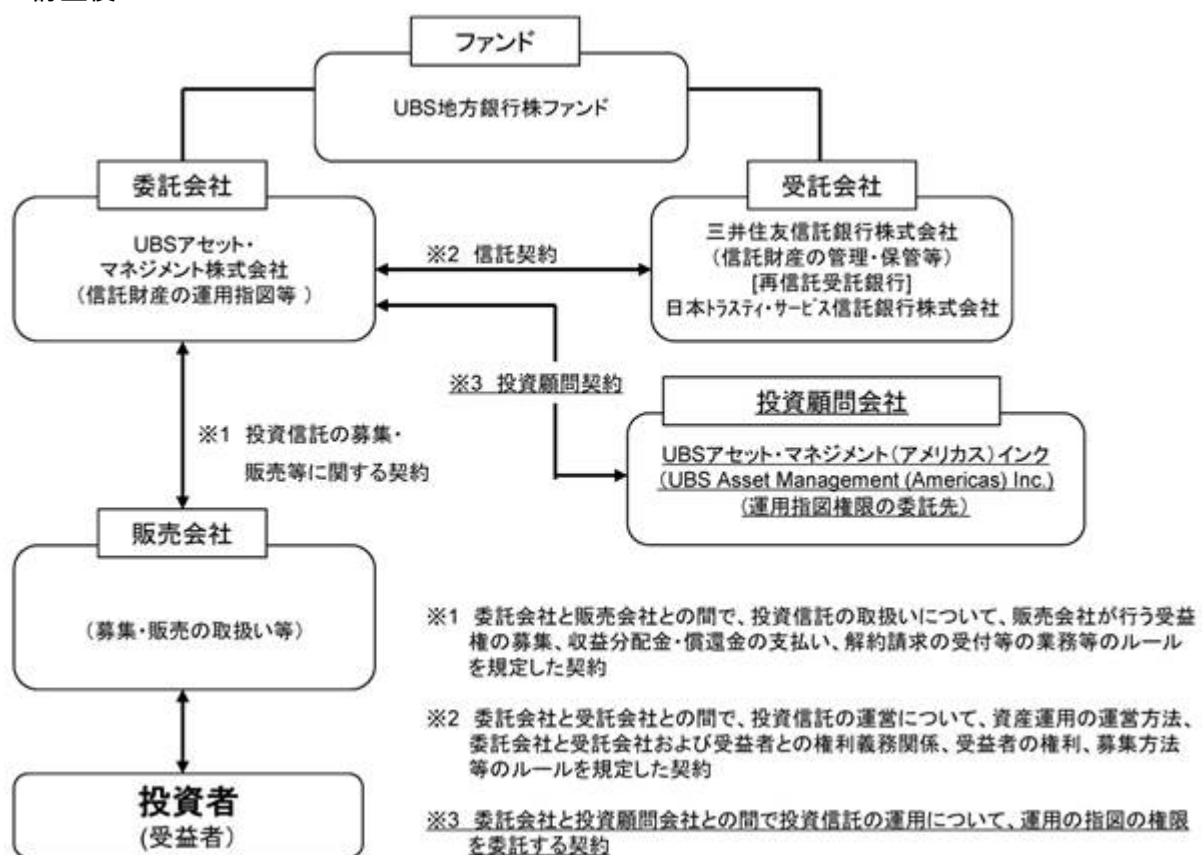
ファンド運営の仕組み

<訂正前>



(後略)

<訂正後>



(後略)

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<訂正前>

主として、地方銀行株式への投資を行うことによって、中長期的に信託財産の成長を目指します。

原則として、UBS独自の定量分析モデルを用いて個別銘柄を分析することで投資を行います。

地方銀行セクターとして投資される株式の選択においては、流動性を重視して行います。

株式の組入れに関しましては、高位を維持することを基本とします。

信託財産のリスク軽減のため、デリバティブ取引を行うことがあります。

__ 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

__ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<訂正後>

主として、地方銀行株式への投資を行うことによって、中長期的に信託財産の成長を目指します。

原則として、UBS独自の定量分析モデルを用いて個別銘柄を分析することで投資を行います。

地方銀行セクターとして投資される株式の選択においては、流動性を重視して行います。

株式の組入れに関しましては、高位を維持することを基本とします。

信託財産のリスク軽減のため、デリバティブ取引を行うことがあります。

UBSアセット・マネジメント（アメリカス）インクに、運用の指図に関する権限を委託します。

__ 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

__ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

<訂正前>

（前略）

[有価証券]

委託会社は、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

（後略）

<訂正後>

（前略）

[有価証券]

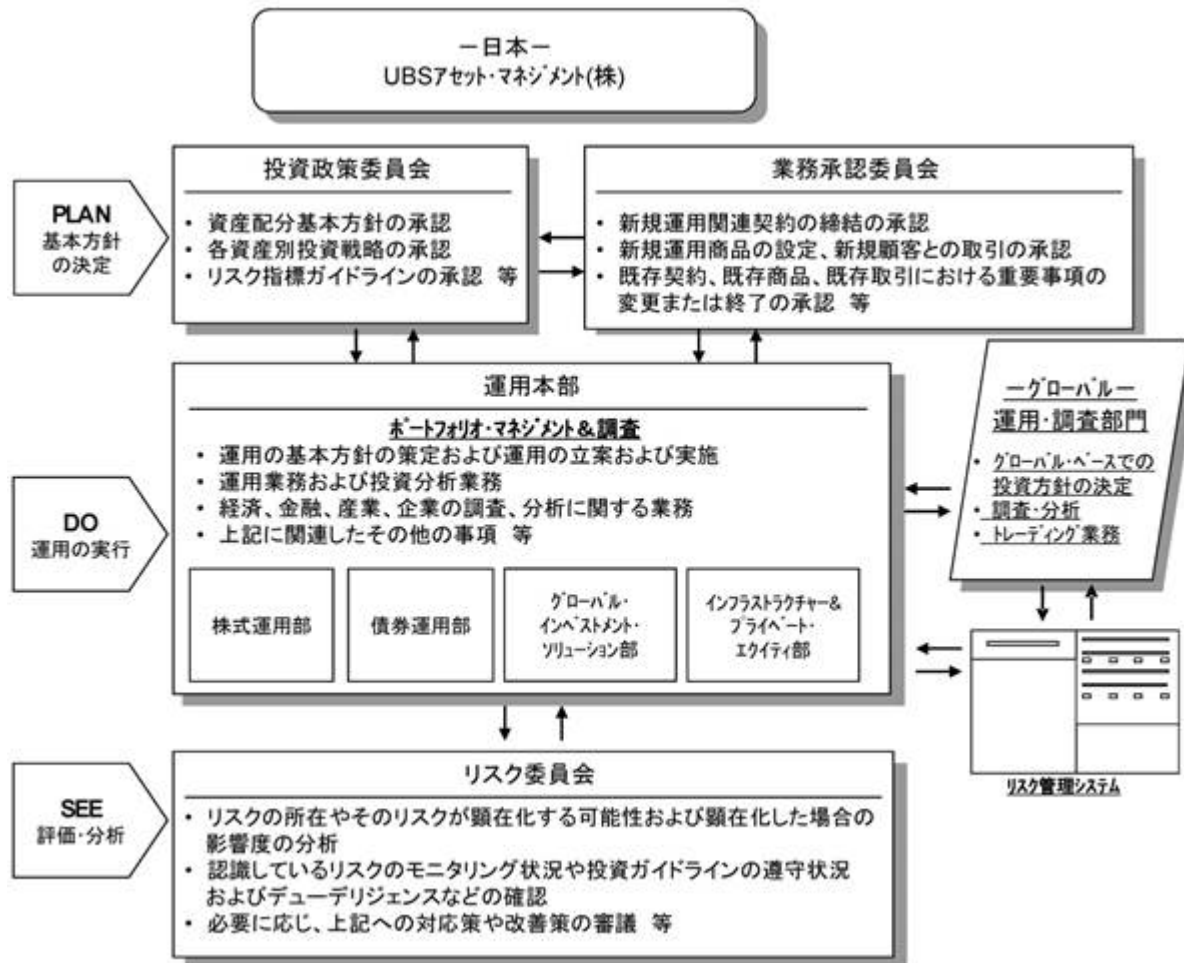
委託会社（委託会社から運用の指図権限に関する権限の委託を受けたものを含みます。）は、信託金を主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

(後略)

(3) 【運用体制】

< 訂正前 >

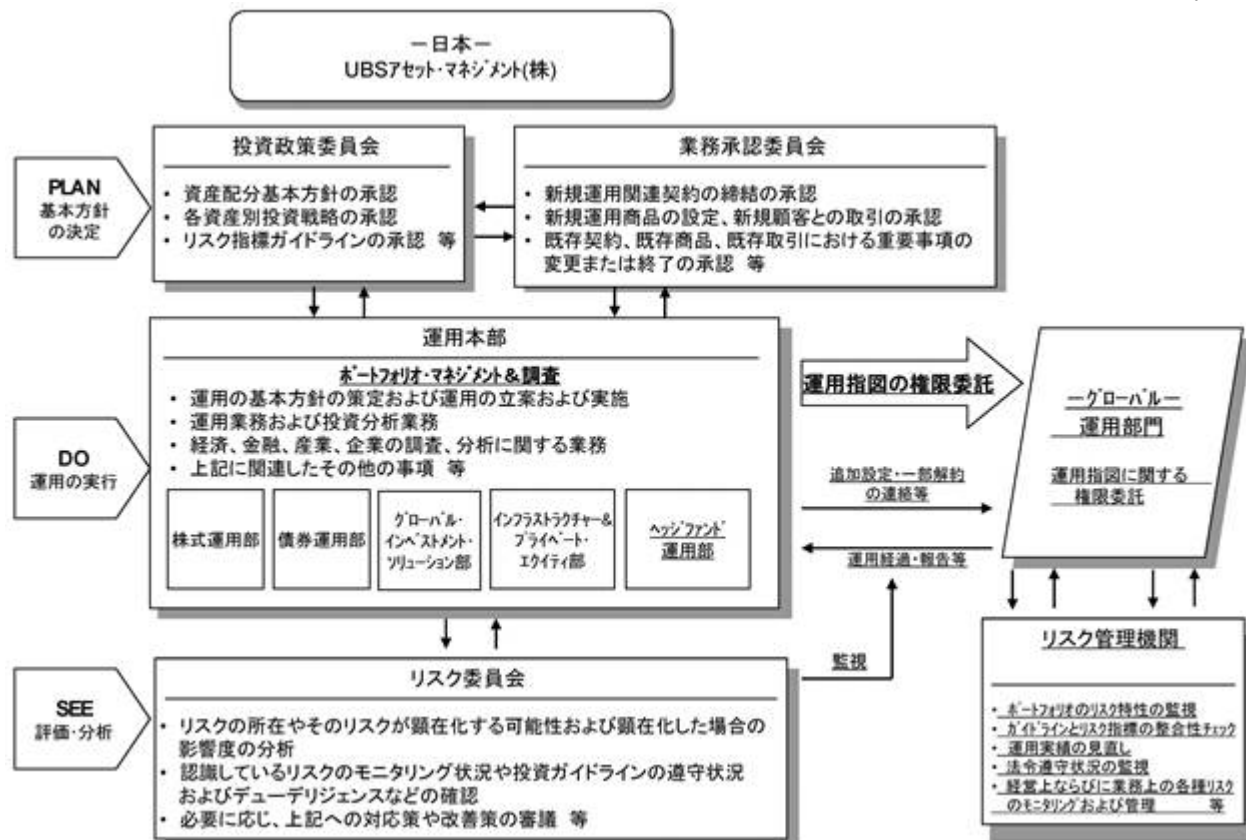


上記の体制は今後変更される場合があります。

(平成28年7月末日現在)

(後略)

< 訂正後 >



上記の体制は今後変更される場合があります。

（平成28年10月21日現在）

（後略）

3【投資リスク】

<訂正前>

（前略）

リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門は運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。

また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。

（後略）

<訂正後>

（前略）

リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門は運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。

また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。

また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

（後略）

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.3608%（税抜年率1.260%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。

配分は以下の通りです。（税抜、年率表示）

委託会社	0.600%	委託した資金の運用の対価
販売会社	0.600%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.060%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

<訂正後>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.3608%（税抜年率1.260%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。

配分は以下の通りです。（税抜、年率表示）

委託会社一	0.600%	委託した資金の運用の対価
販売会社	0.600%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.060%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

< 訂正前 >

(前略)

< 参考情報 >

ファンドの費用・税金

【ファンドの費用】

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に、 3.24%(税抜3.00%) 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に対して 0.1% の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に 年率1.3608%(税抜年率1.260%) を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率) 配分は以下のとおりです。(税抜、年率表示)
		委託会社 0.600% 委託した資金の運用の対価
		販売会社 0.600% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
		受託会社 0.060% 運用財産の管理、運用指図実行等の対価
※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		
保有時	その他の費用・ 手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.10%)として、原則毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用
		監査費用 監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
		印刷費用等 法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等
		実費として、原則発生都度ファンドから支払われる主な費用
売買委託手数料 有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料 ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。		

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

【税金】

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は平成28年7月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(注) 20歳未満の方の未成年者口座であっても、所定の手続きを経て非課税管理勘定を開設した場合には、年間80万円の非課税投資枠(「ジュニアNISA」)の適用を受けることができます。

※法人の場合は上記と異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

(前略)

<参考情報>

ファンドの費用・税金**[ファンドの費用]**

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に、 3.24%(税抜3.00%) 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に対して 0.1% の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用									
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に 年率1.3608%(税抜年率1.260%) を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率) 配分は以下のとおりです。(税抜、年率表示) <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>0.600%</th> <th>委託した資金の運用の対価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.600%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.060%</td> <td>運用財産の管理、運用指図実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> ※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。	委託会社	0.600%	委託した資金の運用の対価	販売会社	0.600%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	0.060%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価
委託会社	0.600%	委託した資金の運用の対価									
販売会社	0.600%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価									
受託会社	0.060%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価									
	その他の費用・手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.10%)として、原則毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>監査費用</th> <th>監査法人等に支払うファンド監査に係る費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>印刷費用等</td> <td>法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等</td> </tr> </tbody> </table> 実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用 売買委託手数料 有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料 ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。	監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用	印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等					
監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用										
印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等										

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

[税金]

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は平成28年7月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(注) 20歳未満の方の未成年者口座であっても、所定の手続きを経て非課税管理勘定を開設した場合には、年間80万円の非課税投資枠(「ジュニアNISA」)の適用を受けることができます。

※法人の場合は上記と異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

<訂正前>

(前略)

[関係法人との間の契約書の内容について]

委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託の募集・販売等に関する契約」(同様の権利義務を規定する名称の異なる契約を含みます。)は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

<訂正後>

(前略)

[関係法人との間の契約書の内容について]

a. 委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託の募集・販売等に関する契約」(同様の権利義務を規定する名称の異なる契約を含みます。)は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

b. 投資顧問会社との投資顧問契約は、信託期間終了まで存続します。ただし、当事者の一方が相手先に30日前までに通知をなすことにより契約を終了させることができます。

第三部【委託会社等の情報】

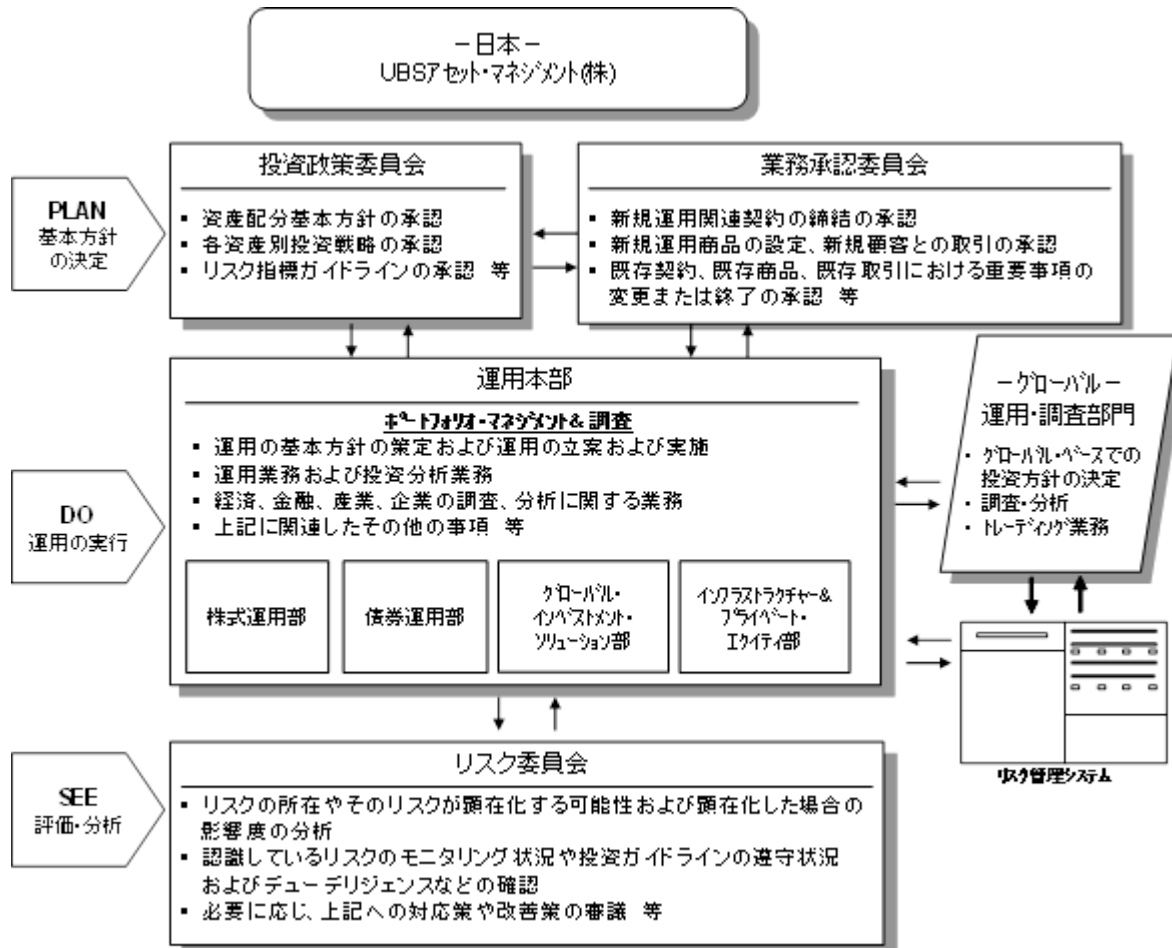
第1【委託会社等の概況】

<訂正前>

1【委託会社等の概況】（平成28年7月末現在）

（前略）

投資運用の意思決定機構

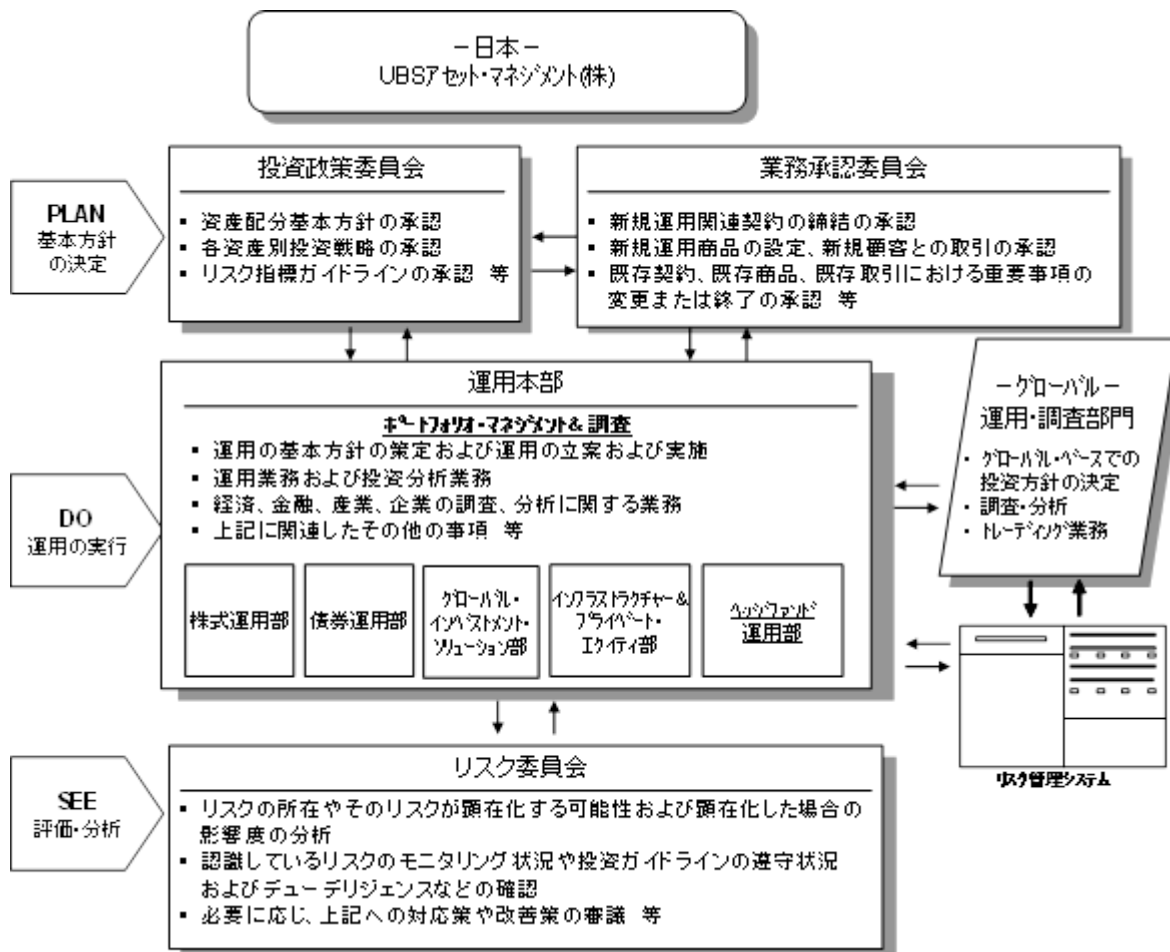


<訂正後>

1【委託会社等の概況】（平成28年10月21日現在）

（前略）

投資運用の意思決定機構



3【委託会社等の経理状況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報」「第1 委託会社等の概況」「3 委託会社等の経理状況」の末尾に、以下の内容を追加いたします。

<追加・更新>

1. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		当中間会計期間末 (平成28年6月30日)	
		注記 番号	金額 (千円)
	科目	内訳	
	(資産の部)		
	流動資産		
	現金・預金		2,626,283
	未収入金		20,340
	未収委託者報酬		541,952
	未収運用受託報酬		718,352
	その他未収収益		1,085,966
	前払費用		25,654
	繰延税金資産		141,720
	その他		873
	流動資産計		5,161,143
	固定資産		
	投資その他の資産		336,958
	投資有価証券	2,334	
	繰延税金資産	314,623	
	ゴルフ会員権	20,000	
	固定資産計		336,958
	資産合計		5,498,101

期 別		当中間会計期間末 (平成28年6月30日)	
科目	注記 番号	内 訳	金 額 (千円)
(負 債 の 部)			
流動負債			
預り金			45,544
未払費用			1,279,589
未払消費税			72,927
未払法人税等			222,407
賞与引当金			410,879
その他			10,229
流動負債計			2,041,577
固定負債			
退職給付引当金			127,740
固定負債計			127,740
負債合計			2,169,318
(純 資 産 の 部)			
株主資本			3,328,893
資本金			2,200,000
利益剰余金			1,128,893
利益準備金		550,000	
その他利益剰余金		578,893	
繰越利益剰余金		578,893	
評価・換算差額等			△ 110
その他有価証券評価差額金		△ 110	
純資産合計			3,328,783
負債・純資産合計			5,498,101

(2) 中間損益計算書

期別	注記 番号	当中間会計期間 〔自平成28年1月1日 至平成28年6月30日〕	
		内訳	金額 (千円)
営業収益			
委託者報酬			3,177,102
運用受託報酬			1,707,301
その他営業収益			1,072,194
営業収益計			5,956,598
営業費用			
支払手数料			1,709,931
広告宣伝費			57,496
調査費			69,186
営業雑経費			77,014
通信費		5,217	
印刷費		49,059	
協会費		5,886	
その他		16,850	
営業費用計			1,913,628
一般管理費			
給料			1,453,201
役員報酬		180,768	
給料・手当		970,553	
賞与		301,880	
交際費			25,747
旅費交通費			40,442
租税公課			20,088
不動産賃借料			121,197
退職給付費用			130,555
事務委託費			1,275,859
諸経費			36,762
一般管理費計			3,103,855
営業利益			939,115
営業外収益			
受取利息		56	
雑収入		912	
営業外収益計			969
営業外費用			
為替差損		19,830	
営業外費用計			19,830
経常利益			920,253
税引前中間純利益			920,253
法人税、住民税及び事業税			192,148
法人税等調整額			151,211
中間純利益			576,894

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		利益剰余金合計		その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金					
当期首残高	2,200,000	550,000	805,518	1,355,518	3,555,518	25	25	3,555,544
当中間期変動額								
剰余金の配当			803,520	803,520	803,520			803,520
中間純利益			576,894	576,894	576,894			576,894
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）						136	136	136
当中間期変動額合計			226,625	226,625	226,625	136	136	226,761
当中間期末残高	2,200,000	550,000	578,893	1,128,893	3,328,893	110	110	3,328,783

[注 記 事 項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に全額損益処理しております。

3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

また、仮払消費税と仮受消費税は相殺のうえ表示しております。

(2) 決算期変更

平成27年10月16日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、平成27年4月1日以後開始する事業年度の決算日を3月31日から12月31日に変更しております。これによりまして、当社の当会計期間は平成28年1月1日から平成28年12月31日までとなり、当中間会計期間は平成28年1月1日から平成28年6月30日までとなります。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第22期 中間会計期間						
自 平成28年 1月 1日						
至 平成28年 6月30日						
1. 発行済株式に関する事項						
株式の種類	当会計期間期首	増加	減少	当中間会計期間末		
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600		
2. 配当に関する事項 配当金支払額						
決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
第21期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	803,520	37,200	平成27年 12月31日	第21期定時株 主総会の翌日

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

平成28年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	2,626,283	2,626,283	-
未収入金	20,340	20,340	-
未収委託者報酬	541,952	541,952	-
未収運用受託報酬	718,352	718,352	-
その他未収収益	1,085,966	1,085,966	-
資産計	4,992,895	4,992,895	-
預り金	45,544	45,544	-
未払費用	1,279,589	1,279,589	-
未払消費税	72,927	72,927	-
未払法人税等	222,407	222,407	-
負債計	1,620,468	1,620,468	-

（注）金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

（有価証券関係）

その他有価証券

第22期 中間会計期間末（平成28年6月30日）

重要性がないため記載を省略しております。

(セグメント情報)

第22期 中間会計期間 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年 6月30日			
1. セグメント情報 当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。			
2. 関連情報			
(1) 製品及びサービスごとの情報			
当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。			
(2) 地域に関する情報			
営業収益			
日本	米国	その他	合計
1,330,245千円	767,613千円	681,637千円	2,779,495千円
(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。			
委託者報酬 3,177,102千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。			
(3) 主要な顧客に関する情報			
相手先	営業収益	関連するセグメント名	
UBSグループ(*1)	1,364,638千円	投資運用	
(注) 委託者報酬 3,177,102千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。			
運用受託報酬について、契約上の守秘義務を踏まえて、一部顧客に関する記載を省略しております。			
(*1) UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。			

(1株当たり情報)

第22期 中間会計期間 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年 6月30日	
1株当たり純資産額	154,110円32銭
1株当たり中間純利益金額	26,708円08銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載していません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	576,894千円
普通株式に係る中間純利益	576,894千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	21,600株

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

< 訂正前 >

(前略)

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社横浜銀行	215,628百万円 (平成28年3月末日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営んでいます。
株式会社京都銀行	42,103百万円 (平成27年9月末日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営んでいます。
株式会社千葉銀行	145,069百万円 (平成28年3月末日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営んでいます。
スルガ銀行株式会社	30,043百万円 (平成27年6月末日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営んでいます。
UBS証券株式会社	46,450百万円 (平成28年7月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円 (平成28年6月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円 (平成28年3月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円 (平成28年3月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069百万円 (平成28年3月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社一

当社グループにおいては、運用体制の改善を主眼に、株式運用チーム内における役割の明確化と拠点の集中を進めており、当戦略を担当する運用チームのポートフォリオ・マネジメント機能については、当社グループ米国拠点への集約を進めることといたしました。これを受けて今般、当ファンドの運用につきましても、当社グループ米国拠点へ委託することとし、信託約款の変更手続きを行います。

約款変更が成立した場合、平成28年10月21日付で、以下の内容を「(3) 投資顧問会社」として追加します。

名称	資本金の額 (平成28年7月末日現在)	事業の内容
UBSアセット・マネジメント (アメリカス) インク	1米ドル	内外の有価証券等に関する投資顧問業務およびその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

なお、約款変更が成立した場合、投資顧問会社の「関係業務の概要」について、下記のとおり追加いたします。

< 訂正後 >

(前略)

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社横浜銀行	215,628百万円 (平成28年3月末日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営んでいます。
株式会社京都銀行	42,103百万円 (平成27年9月末日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営んでいます。
株式会社千葉銀行	145,069百万円 (平成28年3月末日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営んでいます。
スルガ銀行株式会社	30,043百万円 (平成27年6月末日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営んでいます。
UBS証券株式会社	46,450百万円 (平成28年7月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円 (平成28年6月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円 (平成28年3月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円 (平成28年3月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069百万円 (平成28年3月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
内藤証券株式会社	3,002百万円 (平成28年3月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

内藤証券株式会社は、平成28年11月1日以降、当ファンドの募集・販売の取扱い等を行います。

(3) 投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成28年7月末日現在)	事業の内容
UBSアセット・マネジメント (アメリカス) インク	1米ドル	内外の有価証券等に関する投資顧問業務およびその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

3【資本関係】

<訂正前>

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

<訂正後>

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年9月9日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 . 上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。